

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公告する。

平成18年5月17日

京都市職員共済組合

理事長 星川茂一

#### 京都市職員共済組合貸付規程施行細則第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「1日につき0.0117パーセント」を「1日につき0.0095パーセント」に、「0.0097パーセント」を「0.0079パーセント」に、「0.011パーセント」を「0.0088パーセント」に改める。

附則第2項第1号を削り、同項第2号中「年3.25パーセント以下である場合」を「年3.2パーセントを下回っている場合」に改め、同号ア中「住宅貸付」を「住宅貸付（ウに該当する部分を除く。以下同じ。）」に改め、同号イ中「災害貸付」を「災害貸付（ウに該当する部分を除く。以下同じ。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、公布の日から施行し、この細則による改正後の京都市職員共済組合貸付規程施行細則（以下「改正後の細則」という。）の規定は、平成17年11月10日から適用する。

（利息等に関する経過措置）

- 2 平成17年度から平成20年度までの各年度における改正後の細則第14条第5項の規定の適用については、同項中「1日につき0.0095パーセント」とあるのは「1

日につき 0.0095 パーセント（平成 17 年度にあっては 1 日につき 0.0062 パーセント，平成 18 年度にあっては 1 日につき 0.0070 パーセント，平成 19 年度にあっては 1 日につき 0.0078 パーセント，平成 20 年度にあっては 1 日につき 0.0089 パーセント）」と，「0.0079 パーセント」とあるのは「0.0079 パーセント（平成 17 年度にあっては 0.0052 パーセント，平成 18 年度にあっては 0.0058 パーセント，平成 19 年度にあっては 0.0065 パーセント，平成 20 年度にあっては 0.0075 パーセント）」と，「0.0088 パーセント」とあるのは「0.0088 パーセント（平成 17 年度にあっては 0.0055 パーセント，平成 18 年度にあっては 0.0063 パーセント，平成 19 年度にあっては 0.0071 パーセント，平成 20 年度にあっては 0.0082 パーセント）」とする。

- 3 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間における改正後の細則附則第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する改正後の細則第 14 条第 5 項の規定により納付すべき利息の利率（以下「納付すべき利息の利率」という。）は，改正後の細則附則第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず，次に定める利率とする。

財政融資資金利率が年 2.3 パーセントを下回っている場合

ア 住宅貸付にあっては 1 日につき 0.006191780 パーセント

イ 災害貸付にあっては 1 日につき 0.005150684 パーセント

ウ 在宅介護対応住宅に係る加算額にあっては 1 日につき 0.005479452 パーセント

- 4 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における改正後の細則附則第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する納付すべき利息の利率は，同項各号の規定にかかわらず，次の各号に定める利率とする。

- (1) 財政融資資金利率が年 2.25 パーセントを超え年 2.6 パーセントを下回っている場合

ア 住宅貸付にあつては1日につき0.007561643パーセント

イ 災害貸付にあつては1日につき0.006301369パーセント

ウ 在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては1日につき0.006849315パーセント

(2) 財政融資資金利率が年2.25パーセント以下である場合

ア 住宅貸付にあつては1日につき0.006191780パーセント

イ 災害貸付にあつては1日につき0.005150684パーセント

ウ 在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては1日につき0.005479452パーセント

5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における改正後の細則附則第2項第1号から第3号までに規定する納付すべき利息の利率は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に定める利率とする。

(1) 財政融資資金利率が年2.75パーセントを超え年3.0パーセントを下回っている場合

ア 住宅貸付にあつては1日につき0.008931506パーセント

イ 災害貸付にあつては1日につき0.007452054パーセント

ウ 在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては1日につき0.008219178パーセント

(2) 財政融資資金利率が年2.25パーセントを超え年2.75パーセント以下である場合

ア 住宅貸付にあつては1日につき0.007561643パーセント

イ 災害貸付にあつては1日につき0.006301369パーセント

ウ 在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては1日につき0.006849315パーセント

(3) 財政融資資金利率が年 2.25 パーセント以下である場合

ア 住宅貸付にあつては 1 日につき 0.006191780 パーセント

イ 災害貸付にあつては 1 日につき 0.005150684 パーセント

ウ 在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては 1 日につき 0.005479452 パーセント

(総務局人事部厚生課)